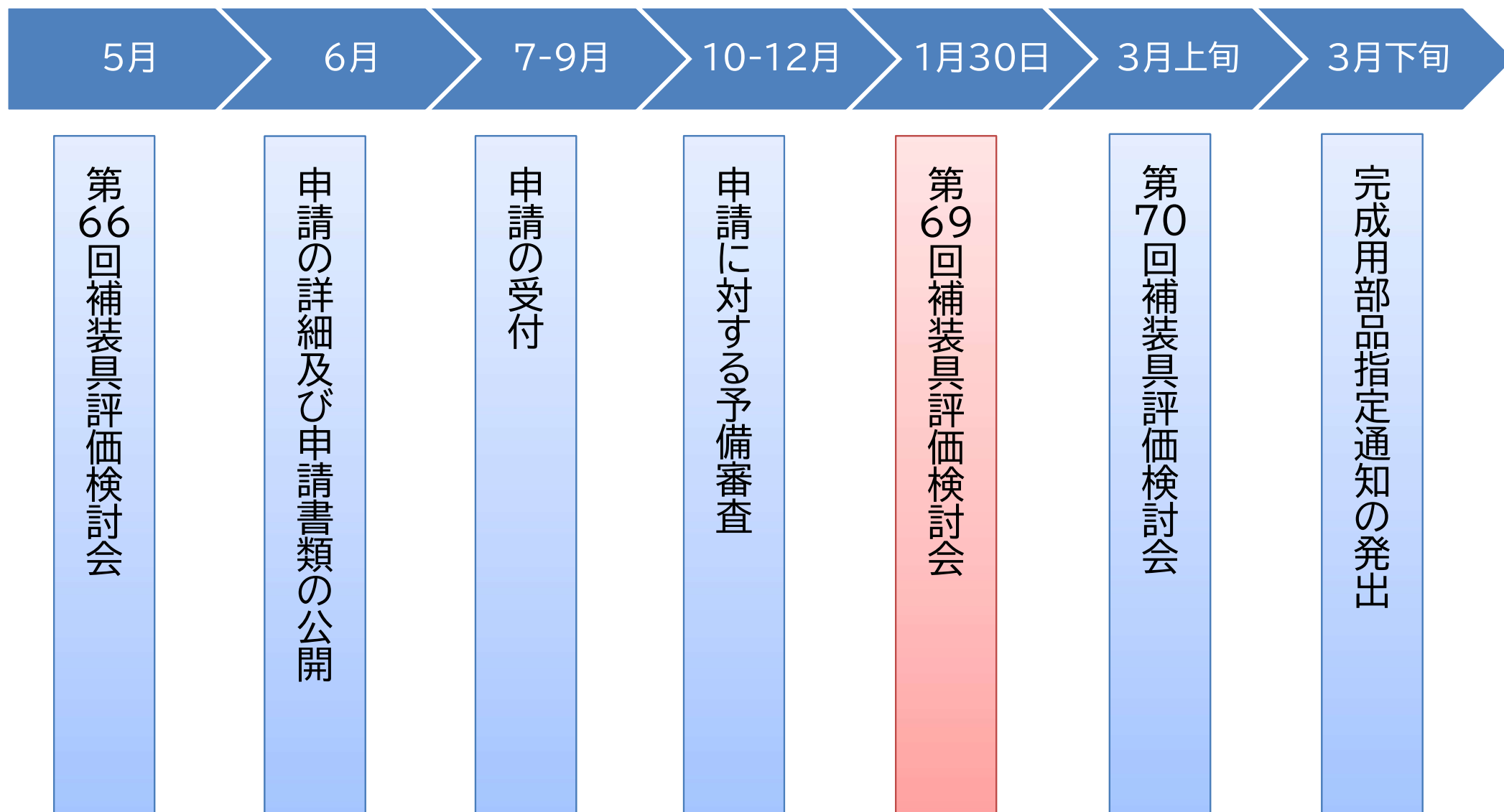


完成用部品指定審査方針について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

完成用部品指定のスケジュール



完成用部品の定義

➤ 完成用部品の定義

- 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に定められた義肢・装具・姿勢保持装置をオーダーメイドにより製作・完成させるための部品とし、装具(レディメイド)を含めない。

➤ 留意事項

- 装具(レディメイド)として申請しているかにかかわらず、装具として完成しているものは完成用部品に該当しない。ただし、修理に必要な部品は除く。
- 告示に定める各付属品のうち、車椅子のクッション等、加工の必要がないもの、又は一般に市販されているものは完成用部品に該当しない。ただし、修理に必要な部品は除く。
- 告示の上限価格により算定すべきものは完成用部品に該当し採寸等により製作するいわゆる外注品(セントラルファブリケーションで製作するものを含む。)は完成用部品に該当しない。ただし、完成用部品と製作要素が一体となったもの(例. コスメチックグローブ)については、例外的に認める。
- 告示の上限価格により算定すべきものは完成用部品に該当しない。

告示の上限価格により算定すべきもの

➤ 装具の完成用部品

- 装具(レディメイド)を含む部品と認められないもの
- 装具として完成しているものは完成用部品に該当しない。ただし、修理に必要な部品は除く。

※ 装具(レディメイド)で修理用部品のあるものについては、修理用としての完成用部品の申請を認める。ただし、備考欄に、修理のみに使用可能であることを明記する。

➤ 姿勢保持装置の完成用部品

- カットアウトテーブル
- ベルト及びパッド類
- 車椅子に分類されるもの及びその付属品
- 電動車椅子に使用する電動の付属品

【以下、要領に明記してはいかがか】

- 車椅子及び電動車椅子を構造フレームとして使用する場合、「車椅子・電動車椅子」と「姿勢保持装置」に重複して使用できる付属品については、車椅子又は電動車椅子の告示上限価格の範囲内で算定すべきものである。

※同一製品であるにもかかわらず、姿勢保持装置として算定した方が車椅子で算定するより高価に見積もりができるという実態は不適切

- 姿勢保持装置の部品として、車椅子の構造部品が必要な場合は、必要に応じて使用することが可能であること。但し、カタログ等に価格が明記されているものに限ることとし、カタログ等の価格が告示上限価格を超えるものについては、特例補装具又は部品のみ一部特例として取り扱うこと。(部品のみ一部特例とする手続きについては、新たに指針で定める。)

完成用部品として登録されている車椅子のフレームの整理

(1) 現状と課題

車椅子及び電動車椅子の機能を有する構造フレームについては、告示に算定方法が定められているにもかかわらず、完成用部品に指定されているものの中には、告示基準額を超えた額となっているものも存在している。

【現行告示】

車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(6)及び(7)に定める価格を上限価格とすること。ただし、姿勢保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、**3の(6)及び(7)に定める各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。**また、リクライニング、ティルト、ティルト・リクライニングに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、姿勢保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(2) 審査の方針

告示で算定すべきものとして、完成用部品に指定されている構造フレームのうち、車椅子及び電動車椅子の機能を有すると認められるものについては告示で算定するものとして、完成用部品に指定しないこととしてはいかがか。

完成用部品として登録されている車椅子のフレームの整理

(3) 具体的な審査基準

- 今年度の審査においては、車椅子介助用標準形の定義(JIS T 9201)を踏まえ、主輪が12インチ以上のものについては、完成用部品として指定しない。

※車椅子介助用標準形:「(略)前輪はキャスト、後輪は中径車輪(12インチ以上18インチ未満)以上で構成されたもの」(JIS規格)

- 主輪のサイズにかかわらず、車椅子として販売されているものに使用されているフレームについては、完成用部品として指定しない。

※車椅子介助用室内型:「(略)車輪数、車輪サイズ、(略)は限定しない」(JIS規格)

※車椅子介助用座位変換形:「座位保持及び/又は姿勢変換を目的とした介助用車椅子で、姿勢を保持しているのが困難な使用者のために、個々に合わせて体幹を保持するパッド、シートなど、身体支持部のリクライニング機構、ティルト機構、昇降機構、旋回機構、スタンドアップ機構などを備えた車椅子」(JIS規格)

- なお、車椅子に該当しない構造フレームについても、車椅子の告示算定価格より高価な価格設定がされている完成用部品については、価格についても審査を行う。

完成用部品の指定審査の方針①

- 第65回補装具評価検討会で確認した対応方針については、以下のとおり。
- 番号1から4については、申請の具備要件を満たしていない又は完成用部品に該当しないものとして、補装具評価検討会における審査を実施せず、当該申請について検討会に報告のみ行うものとする。

番号	審査の段階	事 項	審査方針
1	①申請の受付	形式的な要件を具備していない申請の取扱い	当該申請については、事務局において整理した上で、検討会に報告することとする。 なお、フィールドテストの要件を具備できないような希少症例に用いるものについては、完成用部品ではなく、その部品を用いた補装具自体を特例補装具として取扱うこととし、検討会に報告する。
2	①申請の受付	上記のうち、フィールドテストの要件である、3症例を満たすことができない理由として希少な症例に用いるとされているものの取扱い	
3	①申請の受付	過去に不合格となった申請が、内容の更新、変更がないにもかかわらず、再度、申請があった場合の取扱い	
4	①申請の受付	本来、告示価格により算定すべきものが、完成用部品として申請されるものの取扱い	当該申請については、告示価格により算定するものとして、検討会に報告することとする。
5	②審査	外注品(※)の取扱い (※)事業者が、他の事業者等に製作要素にかかる採寸データ等を提供し、製作させるもの。	外注品については、原則として、継続申請を含めて認めないこととする。 ただし、完成用部品と製作要素が一体となったもの(例. コスメチックグローブ)については、例外的に認める。

完成用部品の指定審査の方針②

○ 以下のうち、

- 申請者が補装具事業者またはサプライヤーであった場合の価格算定規定
- 利益率の設定(利益率の設定に疑義のある申請については、検討会で議論を行う)
- 加工費の設定

については、さらに詳細な調査を経てから行うこととし、フィールドテストの1日の使用時間については、完成用部品の品目ごとに個別に対応してはいかがか。

番号	審査の段階	事 項	令和6年度の対応方針
6	②審査	フィールドテスト実試用日数90日間の要件における1日の使用時間が定められていないことの取扱い	事務局において、引き続き方針を検討する。
7	③価格の決定	申請者が補装具事業者でもある場合の申請の取扱い	補装具事業者が完成用部品の申請者になっている場合には、自社で当該完成用部品を使用する場合の価格として、サプライヤーの利益及び流通経費を除いた価格についても申請させることとする。
8	③価格の決定	申請者がサプライヤーでもある場合の申請の取扱い	申請者がサプライヤーでもある場合には、メーカーの利益及び流通経費を除いた価格を申請させることとする。
9	③価格の決定	完成用部品にかかる利益率が、申請事業者により異なることの取扱い	事務局において、引き続き方針を検討する。
10	③価格の決定	加工が必要な完成用部品における加工費の算定	